

農業災害補償制度検討会「現地検討会」(愛知会場)の会議概要

日 時：平成14年8月2日(金)13時30分～16時30分
場 所：愛知県農業共済組合連合会6階会議室(愛知県名古屋市)
委 員：岸座長、海野座長代理、戸川委員、新山委員、福田委員、葉山委員
意見表明者：小笠原 正秀(酪農 愛知県西尾市)
河合 武彦(農業(鉢物) 愛知県渥美郡渥美町)
小山 茂也(農業(梨、キウイフルーツ) 愛知県宝飯郡一宮町)
田尻 幸男(農業(水稲、麦、大豆) 三重県員弁郡北勢町)
西橋 豊和(農業(水稲、麦、大豆) 滋賀県東浅井郡浅井町)
三浦 静夫(農業(水稲、梨) 愛知県安城市)
森川 貞秋(農業(水稲、乳牛) 岐阜県羽島市)
若松 庄次(農業(水稲) 愛知県海部郡十四山村)

傍 聴 者：69名

1. 開 会

2. 柴田保険監理官あいさつ

3. 委員紹介

4. 趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

(岸座長から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。)

5. 意見表明

小笠原 家畜共済について、意見発表を行う。農家側からすると、現行の家畜共済は、事故が発生してから共済金を貰えるのは非常にありがたいが、もう一步段階を進み、損害防止事業の強化対策を強く望む。私は、乳牛を200頭近く飼養し、愛知県は、規模拡大が進み、全国でも有数の多頭飼育地帯である。その中で、特に多くの牛を飼養していると、事故とか病気が発生し、それに対して共済から、疾病とか事故に対して共済金が出るのはありがたいが、農家にとっては、それはマイナスの負担を軽減するだけであり、本来は、病気とか事故が出ないことが一番酪農家の利益につながる。その方向に向

けていかなければ、農家自体の飼養管理技術も上がらず、今までの制度では、いくら掛金が多くても、正直に言えば、それ以上に共済金が貰えれば良いというような経緯が過去にはあったかと思う。同じ事故率、1割の病気が出た場合では、50頭の農家は5頭、200頭の農家は20頭になるが、特に、これから若い者が一所懸命に多くの飼養頭数を抱えていこうとする中において、20頭もの事故が出れば、それに対する時間とか労力とかが莫大なものとなる。それでは経営自体がやっていけないような状態になる。それでは決して農家のためではない。そのようなことが起きないように、共済も、とにかく病気が出ないように、予防に対して何らかのお金を使ってもらう方向をもっと強く推進していただきたい。それが農家の利益にもつながり、共済に関しても、事故とか疾病の共済金を使わなくて済み、お互いにメリットが非常に出てくる。大きな農家ほど、今は、そのような意識が非常に強く、実際に、コンサルタントをお願いし、予防に力を入れてきている。今は、共済で検診車とかもしてもらえるが、まだ全部の農家をフォローするには、非常に人間的にも不足で、なかなか動けない状況もあるかと思う。それを、これからは、何らかのお金を使っていただき、予防に強く力を入れてもらいたいと思う。2点目は、新しい補償制度として、乳牛の子牛共済が検討されているが、これは地域性があると思う。東海、特に愛知は、乳牛は初妊牛の導入地帯であるので、そのような地域において、受胎、妊娠したもの、胎児に対してまで、共済の対象にするのは、まだ、時期尚早ではないかという気がする。240日との案が出ているかと思うが、農家自身も、そこまで把握できているかどうか。また、生まれた子牛に対しても、肉牛と違い、例えば、ホルスタインの場合、価格が非常に変動が大きい中であって、価格に見合った評価ができるか、迅速にそれができるかどうか。心配されるのは、逆に保険金を貰うために、悪用する可能性も無きにしもあらずではないか。その辺を非常に危惧する。したがって、その辺を慎重に少し検討していただきたい。付け加えると、胎児に関してはどうかと思うが、生まれた子牛に関しては、貴重な後継牛の資源であるので、それに対して、今は6か月以上でない共済の対象とはならないので、生まれた時から、病傷に対して何らかの共済が使えるような形は考えてもらいたいと思う。

座長 胎児と子牛を区別するということが。

小笠原 そのとおり。3点目は、共済金の支払限度を設ける新たな補償方式の導入についてである。我々は、多くの頭数を飼養すると、共済掛金も非常に多額なものになる。私個人としても、なるべく共済掛金は低くするため、事故を出さないように努力する。しかし、支払限度額を超えると共済金は支払われず、それが酪農家に警鐘を鳴らすと言うか、その意義は非常にわかるが、まず、それよりも前の段階で、例えば、過去3年間の病傷の率とかを算定し、不公平感がないように、努力して病傷を出さないところは、当然掛金率も低くして、万が一事故があった場合に、オーバーしてしまうことがあるかも知れないが、その時は、満額は出ないにしろ、いくらかは共済金を支払わないと、本

来の共済の目的を達成できない。農家ごとに貴方は過去3年間この位であったとか、年によってかなり変動があるので、1年ではなく3年位遡り、農家ごとに評価ができる形にして、まず農家に、事故を少なくすれば、掛金も低くなることを示し、その方向に皆が向かう。その上で、掛金が低くなったところで、それ以上オーバーすると、いくらか出る金額を減らすことで、農家に警鐘を鳴らす。支払限度を設けるではなく、農家にそのようなことをわからせる方向で考えていただきたい。

河合 私は、愛知県の渥美半島の先端で観葉植物を中心とした鉢物を栽培している。1点目に、園芸施設の残存物取片付け費用を導入することについては、大いに賛成する。実際に、施設に被害が発生し、修理する際には、廃材処分等の費用を業者に支払っているので、この費用を共済で少しでも補てんすることは、農業者にとっては大変ありがたいことと思う。この費用の共済金の算出方法は、解体費用の概算数字もあるようなので、加入者にとってわかりやすい内容になることを希望する。次に、共済掛金国庫対象共済金額、4,000万円の限度の問題についてであるが、この限度額の撤廃を、もしだめなら、せめて大幅な引上げをお願いする。例えば、ガラス温室を300坪新築した場合、約1,500~1,600万円が掛かり、また、これに付帯施設及び施設内農作物を補償対象とすると、二棟あれば、すぐに4,000万円の限度額に達してしまう。最近、私たちの地元では、投資コストを抑えるため、硬質フィルムを使用したハウスを建設する農家が増えているが、それでも、ガラス温室の3分の2位の建設費が掛かってしまう。地元農家の園芸施設の平均保有面積は、約1,500坪程度であるので、新築のハウス、又は新築に近い施設が多い加入者については、4,000万円という金額は低いものと思う。ガラス温室については、掛金額も比較的少ないため問題になることも少ないと思うが、ハウスについては、掛金の問題でかなり負担となってくる加入者も多くなっているように思う。また、園芸施設共済は、保有している全ての施設を共済に加入しなくてはならないため、ガラス温室を多く所有している人は良いが、ハウスが多いと掛金はかなり負担になっている方もいる。園芸施設共済は、一棟ごとに掛金額が決定され、被害にあった場合、共済金の算定も一棟単位で行われていることから、経営規模等により差別化されていることは、少し納得できない部分である。全国的には、この限度額を超える農家は少ないようであるが、評価方法及び当地域の実情も踏まえると、限度額の撤廃を、もしできなければ、大幅に引き上げを強く希望する。

小山 昔は、果樹は大体副業であったが、最近は専門化されてくると同時に、何か所にも園地が分かれるようになってきている。私も、15年前までは1園地であったが、今は2園地になっている。今は、農家単位で共済に加入とされているが、樹園地が、遠く離れているところ、あるいは山つきのところとか田圃に近いところとか、色々な条件があり、それを一つにしての共済というのは、無理があるのではないか。もう一つ、果樹共済の引受方式について、宝飯地区組合においては、一般方式を実施しており、例えば、

この園は一般方式、この園は凍霜害がどうも多そうなので、減収凍霜害方式を採用できるかというできない。一方でなければいけない。そのようなことになると、一昨年、私は、鳥害により、一つの園では約4割被害となったが、もう一方の園は、被害が無いため、ならされてしまい、共済金支払対象とならなかった。本当に全部の園が3割被害があったということになると、生きるか死ぬかの問題になると思う。水稲で行っている一筆単位ができないのであれば、せめて一園地単位にしていきたい。

田尻 私のところは、三重県でも一番北の端に位置し、人口は約1万4千人、そのうち、農家人口は5,150人で、面積の約80パーセントが山林で占められている。いわゆる中山間地域で、農作物のほとんどが水稲、麦、転作大豆となっている。私は、水稲7.6ヘクタール、麦7.5ヘクタール、黒大豆1ヘクタールほど栽培している。私は、水稲の品質低下の補償についてお願いしたい。私の方では、水稲はコシヒカリを主として、その後、キヌヒカリ、ヤマヒカリ、ヒノヒカリなどを、4月下旬から5月下旬まで田植えをし、収穫は8月下旬から9月下旬にかけて収穫しているが、去年は、登熟期に非常に高温が続き、これまでにないほど品質が悪かった。特に、乳白、心白が発生し、2等米の割合が約90パーセントになった。また、カメムシ等による被害の心配もある。改めて、異常な気象による品質の低下に驚いている次第である。三重県全体でも、1等米の比率が非常に低く、私の北勢地域では、特にひどかったようである。私自身、これまで少しでも多くの収量を得るよう規模の拡大を図ってきたが、これからは、収量と併せて品質もより一層向上させていこうと取り組んでいる時に、昨年のような品質低下の被害を受け、また、毎年のように米の値段が下がっていく現状では、経営が非常に困難になってくるおそれがある。共済では、一部の事業で品質低下を考慮した加入方式があるが、是非、水稲についても、これまでの収量だけの補償ではなく、今回、検討課題に上がっている品質の補償も行っていたきたい。また、現在の一筆方式は、7割補償で3割部分がカットになっているが、耕作規模が大きくなると、作付けしているそれぞれの耕地で、たとえ1割でも何らかの被害を受けた時は、全体としてはかなり痛手になる。一筆方式の補償割合を上げるか、一筆方式以外の方法も、我々農家の経営内容に合わせて、選択できるような方法をとっていただきたい。最後に、水稲の当然加入制について、色々議論されているが、私どものような中山間地で農業を維持するためには、集落の機能は不可欠である。集落全体で農業を守り、発展させていくことから考えると、共済に加入している農家と加入していない農家が入り交じると、集落のまとまりを無くし、具合の悪いことが湧いてくると思う。是非、これまでの当然加入制は守っていただきたい。我々、農業に携わる者は、作物を作る上で、様々な工夫を凝らしながら、苗を植え、種を播き、収穫の時を迎える。この検討会でも、色々な新しい制度の種が播かれているが、是非、実りある制度にさせていただくことをお願いする。

西橋 私は、滋賀県の東北部に位置する浅井町で農業を営んでいる。滋賀県は、真ん中

に琵琶湖があり、この問題が尾を引いて、農業が足を引っ張られているというところも多々ある。それは、琵琶湖の浄化の関係で条例が何件も出ていて、水稻に対する農薬並びに肥料が制約を受け、滋賀県以外の県と比べると相当使えない。そのような中で、全国組織の共済も同じレベルで推移されてくると、収量的にも、あるいは品質的にも色々問題が起きてくることを前提に、6点ほど要望する。1点目は、一筆方式の中に、品質の補償並びに価格に対する補償も加えていただきたい。冒頭申し上げたとおり、肥料も使わずにとか、消費者ニーズに合った食味を考えるとということも踏まえて、補償も、量だけではなく、品質面からも併せて願います。2点目は、担い手農家の補償体制が今のところ共済には欠けているのではないかと。私も、色々なところで話をさせてもらうが、専業農家あるいは担い手農家、後継者育成という言葉が、国の施策の中で使われてくるが、それに対するメリットが、今は言葉だけで何もできていないと、よく一般の方から話が出てくる。専業農家と第二種兼業農家との間で、掛金の差、あるいはメリットが出るような設定をしていただくよう検討願いたいと思う。今、ほとんどが認定農家あるいは集落営農で補助金の大勢が占められており、個人では、補助金は一切出ていない中で、是非ともこの件については検討願いたい。3点目は、現行の一筆方式の3割足切りについて、2割あるいは1割に引下げを要望する。できなければ、補償割合は個人では場ごとに選択できるようにしていただきたい。私も、田圃を20ヘクタール程作り、家内が、施設で約1,500平方メートルのイチゴを栽培している。なかなか厳しい情勢の中で、2割被害であるため、これは補償できないと良く言われるので、そこを何とかお願いしたい。4点目は、施設関係である。私の住んでいるところは、伊吹山の近くにあり、冬、雪がたくさん降り、毎年、5回から6回、施設の横の雪かきをしないとハウスが潰れてしまうという状況にある。台風の通り道にもよくなり、伊吹山のふもとということもあるので、私も一昨年の7号、8号という台風で、1週間で約90メートルのハウスのビニールを2回破った。貼った途端、次の台風で破ったということで、1回目の台風は2年目のビニールであったが、これは耐久年数がきているので、補償が半分しかできないという話があった。このビニールは、150ミクロンの約3年から5年保つビニールを貼っていたにもかかわらず破れて、1年経ったために補償が大幅に減額してしまった。2回目は1週間程で破れてしまい、これは全額貰ったが、施設をやっているものについては、それが100パーセントとはいかないが、作物を作っている関係上、どうしてもその補償体制を見直していただきたい。いくら良い資材を使っても、2年、3年経てば、これは年数が経っているために金額は丸々出ないという話をよく聞く。先程もガラス温室の話もあったが、生産性を上げるために原価を下げるため、耐久性で良いものを使っても、そのような話がなかなか共済組合に通じない点に難点を示している。最後に、現在置かれている共済組合の組織について、少しお願いしたいと思う。JAと一緒に、少しずつ合併されて大きな組織になってきているが、組織が大きくなれば人件費が削減さ

れ、中を充実しますと何時も言われ、第一に謳い文句として出てくるが、JAにしても、都市計画における市町村の合併にしても、合併すると10年位は足を引っ張ってしまう。その地域の住民の意向が通らない。それは、組織が大きくなるにつれて、本店、本部に人件費がとられ、今までの人数を増やさずに削減する中で、その地域を回る場合に、今までは5分位で来てくれたのが、丸一日経っても声かけても来てくれない。そして、台風があり、今までは、職員が、台風は大丈夫かということで、台風の前にこの設備はこうした方が良くとかアドバイスしてくれたにもかかわらず、今は来てくれない。そのような体制作りに、なりつつあるのではないのか。現に、東浅井は長浜と合併したが、そうってきている。今、声をかけても相談してもすぐに来てくれない。共済云々ということで、いくら共済を立派にしても、農家との対応ができなければ、共済の充実した内容を私たち農家に展開してもらうこともできないし、情報としてアドバイスももらえない。共済に入らなくても、あるいは入っても意味がないという問題が起こってくるのではないかと感じている。できるだけ大きくして、組織のあるのは良いが、町村であれば住民参加、あるいは共済で言えば農家参加ということに一目おいてもらい、農家にメリットのある、あるいは共済組織として維持できる組織作りをお願いする。

三浦 私は、愛知県の安城市で梨の栽培をしている専業農家である。また、組合の損害評価会委員をしており、その地域の評価にも携わっているが、果樹共済は、非常に制度が細かすぎて、現場では面倒くさいという声がよく上がっている。私どもが行っている梨の果樹共済は、暴風雨方式と総合一般方式と二つあり、暴風雨方式は20アール以上の面積がないと加入できず、総合一般方式は5アール以上の面積を所有していれば加入できることとなっている。総合方式は、類区分が1類から3類、早生、中生、晩生という3段階に分かれており、一つの類で5アール以上なければ、5アール未満のものは受粉樹扱いになる。例えば、10アールあると仮定し、7アールが幸水で、後の3アールが新高など晩生であるとする、例えば、受粉樹扱いの晩生のものが全損しても、7アールの幸水が当たり前に収穫されると、3割以下の被害となる。私どもは、7割補償3割足切りであるので、現状では、このように3割を超える減収にならない。面積が大きくなっても、これは同じことである。最近、梨の場合は、新しい品種が次々と出てきて、品種更新も盛んに行われているが、類区分があり、どうしても足を縛られてしまう。むしろ類区分は無くして、農家を作っている品種ごとに、規模、面積は大小問わず、品種ごとに引き受けて、被害が出た場合には、それなりの補償ができるような体制をとっていく必要があるのではないか。あまり細かい制約を作って縛るのは良くない気がする。もう一つ、総合方式は、加入が花芽の形成期から収穫までで、来年の総合方式に入るには、今年加入しないと対象にならないが、これは、おそらく、花芽の形成が困難な地域とかがあるためと思うが、例えば、梨の場合は、山形県から南は九州まで産地があるが、北から南まで一つの制度で縛ってしまうのは、必ずしも合理的ではない。その地域によ

って、被害の出方も違う。細かい制度で全国一律に縛るのではなく、例えば、東北、北陸、中部あるいは南西地域というように、ある程度大まかな地域によって、それぞれの地域に適した制度を作るべきではないか。次に、暴風雨方式、総合方式は、防風施設があると掛金の割引がある。暴風ネットを設置した場合は、掛金の40パーセントの割引がある。これは、あくまで暴風ネットに限られており、例えば、生け垣とか、私どもは海岸に近いので海苔の養殖に使った廃材の竹をもらってきて、それで囲むケースも随分あるが、このような生け垣とかが一切認められない。これは本当に不合理と思う。割引率も、暴風雨方式は40パーセントの割引であるが、総合一般方式はわずか5パーセントしか割引がない。台風に変わりはないのに、片方は5パーセントしか割引がないのは、非常に不合理であり、評価あるいは推進に回った時にも、生産者から、わかりにくいとか実態に合っていないとか要望を随分聞くので、ある程度、地域、地域にまかせていただき、机の上で考えた制度、細かい制度で縛るのは、実態に即さない。それが、果樹の加入率の低さを示しているのではないかという気がする。次に、私どもの組合でも、損害防止事業はやっているが、果樹の場合、病気あるいは害虫が発生してからの防除は非常に困難なので、病虫害の発生予察をもっと的確に出していただきたい。それによって、未然に防ぐことができれば、これは一番ありがたいことである。

森川 家畜共済について、我々が望んでいた事業は今までは今ままで良かったかと思う。しかし、これを見直す時は、損害防止事業の経費をいかにして生み出すか。それには、酪農家が、ある程度自己啓発し、指導していただく中において、共済金が満額掛からないような経営にもっていく。それには、3年、5年満額では足りないという酪農家もいるが、その方々は、どこか経営方式、飼養管理、色々なところで手が抜けているのではないかと思う。そのような手の抜けた方々に同じように補償するのであれば、酪農家は共済金ばかりいただいて楽をするような経営をする。それでは、色々な事業もできない。私は、過去3年、5年の実績評価の中で事故率を算定して、危険率の高い方からは、共済金の一定率をカットして、そのカットしたものを、組合職員の手当とか、畜産農家に足を何度も運び、適切なアドバイスしていただくものにすればよい。畜産農家にこうした方がよいというアドバイスが、事故率低下につながれば、農家も安定して頑張り、後継者も育つと思う。色々なところで、後継者の話も出るが、お互いの経営が厳しいので後継者も育たない。我々、共済組合、行政が後継者を育てるに当たって、事故率の高い農家の方には、共済金を少しカットしていただき、そこで気が付いて、事故率を下げていただく。是非、そのような方法で取り組むよう強く要望する。次に、水稻について、近年、安全、安心という言葉が出ているが、水稻は、我々、集落で続けており、消費者に間違いのない安全な農産物を育てるには、生産者自らが安全な作り方をするのは、どの国も一緒である。消費者が生産現場を見て、このような農産物の作り方であれば安全であり、この地区の農産物を買って食べようかという時に、水稻共済も播種する時から

対象とするよう考えていただきたい。これは、種には、今、全て農薬が付いているが、農薬を使わなければ、播種できないかということそうではない。昔は60度のお湯に10分から12、13分浸透させて播種をして、立派な稲が収穫ができた。日本の消費者の口に入るお米の種も、そのように農薬を使わない自然の中での播種をする。そうしても、私の経験からすると事故は無かった。そのような安全なものに対して、共済組合の事業の中に取り組んでいただければ、農家も安全ならやろうかなれば、厳しい農業も明るく展開されていくと思うので、検討をお願いします。

若松 私は、水稻1.2ヘクタールの兼業農家でサラリーマンであり、農業のことはあまり良くわからない。私の地区は、農家戸数が少ないため、すぐに農業関係の役が回ってきて、農業をあまり知らない者でも、順番とか時には選挙とかで選ばれ、選ばれると非常に困るが、その反面、農家との接触は多くなる。農家の意見として、最近、特に声の大きい2点をお願いします。1点目は、節目の関係について、第5回制度検討会で検討されているということで、安心して喜んでいる。私どもの管轄のJAのライスセンターは、1.9ミリの節目を使っている。これは、自主流通米基準で、「愛知のかおり」は1.9ミリが基準であるので、1.9ミリのグレーダーを使っている。すぐに、1.7ミリから1.9ミリにということは何であるが、できる限り現状に近づけていただきたい。最低でも1.8ミリにはお願いしたいと思う。2点目は、水稻の共済責任期間についてで、現在は、本田移植期から収穫期までとなっている。昭和20年代、30年代の田圃で苗代を作った頃であればそれでも良いが、現在は、田植機による田植えで、箱育苗になっている。狭いところで、短時間に、苗を作るので、失敗、また思わぬ被害等も発生する。JAの指導では10アール当たり大体16箱を使用することになっているが、兼業農家で1ヘクタール位の者では、160箱、予備を入れて200箱位、10ヘクタール以上の農家は、1,600~2,000箱となる。育苗費用も、生産費の中で1割強を占めるような段階になってきている。したがって、田植え前の育苗の段階から共済期間に加えていただきたい。

5. 検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長 委員から質問等を行います。

福田委員 小笠原さんをはじめ損害防止事業の重要性について言及され、同感であるが、損害防止事業について、もう少し巡回を密にしてほしいとか、あるいは緊急時の体制を作してほしいとかあるかも知れないが、具体的な内容を教えていただきたい。西橋さんから、品質について補償できる制度という意見があり、一筆方式においてと言われたが、一筆方式では難しく、全相殺方式であれば可能と聞いているが、どう考えるのか。全相殺方式の地域指定を止めることで、全相殺方式をもっと普及させるかどうかについて、意見を伺いたい。

小笠原 損害防止事業を具体的にどう強化するかは、今、共済で、メディカルセンターから乳牛の血液検査をしたり、乳房炎の防除事業とかの検診車が来ているが、全県下の全ての農家がそれを要求すると、まだまだ回りきれない体制ではないと思う。それに、そのような色々の検査はあるが、全部やってもらうとなるとなかなかまだ無く、農家の負担額は、実際に掛かった費用を負担するとかかなりの負担になる。もう少し負担の軽減をしていただけないか。実際に、我々、規模の大きい農家は、それでは待ってられないので、大きなお金を払い、コンサルタントを頼むことをして、それに力を入れてきている。しかし、共済の中でそれをやってもらえば、それが一番良いことであり、予防が一番であるとおつくづく感じる。特に、酪農の場合、非常に技術革新が進み、規模拡大も非常なスピードで進んでいるが、今は、農家の技術よりも乳牛の改良によって、乳牛の能力が格段に上がってきている。それに農家がついていけない。農家がついていけないので、高い能力のある牛ほど消えていってしまう現実がある。したがって、農家の能力にあった牛しか残らず、すごい能力のある牛を結局駄目にしてしまう。それは、農家にとって大きな損失である。農家が勉強しなければならないが、農家が勉強の方法がわからないというか、平均規模以下の人は、コンサルタントを頼んだとしても金銭的にペイできない。そのため、どうして良いかわからないところが、非常にあるかと思う。特に、これから酪農をやっていこうという意欲のある人たちに、そのような情報を提供したりフォローができるか。実際に、そのようなことをやってもらい、かなり伸びた農家も見ているし、そのようなことが非常に重要になってくる。今までの家畜、乳牛に対して、大きな自然災害に対してはもちろんであるが、飼養管理による差ですごく大きな差が出てくる。それに対する具体的なフォローを是非お願いしたい。

森川 同じような考えであるが、もう1、2点付け加えたいと思う。私たちの地域は、酪農は、概ね後継者が従事しており、若い後継者は、飼養管理をパソコン等を使っている。それが、机上だけで競争して、飼料を与えるから疾病につながる。また、そのような時に絶えず隣に見えるのが飼料メーカーで、メーカーとして生き残るために良いアドバイスをしている。しかし、それに対応できるかということ、牛はすごく性能が良くなっている。そのような時に事故につながる。私たちがお願いしたいのは、その時に、月に1回でも良いから、飼料設計に目を通してもらう時間、ここが足りないのではないかというささやかなポイントアドバイス。さらに、獣医が治療に来る時に、獣医としてのアドバイス。後継牛が助かれば、酪農経営も安定する。我々の地域では、コンスタントに足を運んでもらっているが、最近、BSEの問題から共済には足を向けなかった方々が、最近、共済に入れてほしいという話を聞くが、その方々に、組合の方から足を運びアドバイスすれば、共済事業もすばらしいと見直すのではないかと思う。

西橋 施設園芸の損害防止事業として、先程、意見を述べたが、コミュニケーションがとれていないとその地域に合った施設が出てこない。過剰投資がよく言われるが、それ

と反対に、資金力が無いために一時しのぎの施設を造ってしまう。商売屋の方のこれも良い、あれも良いというのにすぐのってしまう。一般情勢で、あの施設はこういうことをやっているというコミュニケーションをうまくとってもらえると良いと考える。次に、品質と一筆方式の関係は、琵琶湖付近の山間地の米の獲れる量が5俵から6俵であり、琵琶湖のほりは13俵から14俵獲れる。それを考えた場合、米価が一定化されて農協が一本化されてくると、14俵も1万5千円、6俵も1万5千円で売る。その中で引掛かってくるのが食味である。量だけで判断するのではなく、食味も、ニーズにあった内容の中で入れてもらえないか。

戸川委員 お米にも色々なレベルのものがある。共済で、味、食味が違うなら違うなりの扱いをという意見については、単位当たり共済金額を変えてほしいという意味か。品種によって値段も違うが、それをもっと細かく設定しろという意味か。

西橋 品種は、私の浅井町も約90パーセントがコシヒカリを作っている。大規模農家が、作業の分散で晩生を作るが、大体品種は限られてきている。品種に対してではなく、同じコシヒカリならコシヒカリに限定して金額的に補償をしてもらおう。先程、一筆方式は3割足切りということが良く言われている。それと合わせて、収量的に極端に私の住んでいる所は差があるので、それらを見込んで何か良いアイデアを出してもらえないかと思う。

戸川委員 今は、減収した時に補てんする制度である。補てんする時の単位当たり共済金額が、良いお米なのに低いという意味か。単位当たり共済金額については、いくつかの中から選択できるようになっているが、一番高いものでもまだ安いという意味か。それから、どれだけ減収すると補てんを始めるのかという足切りの線について、品質の問題との絡みがわかりにくい。

西橋 足切り3割という中で、6俵の3割と10何俵の3割では違うことが1点ある。その中で、穫れた時に基準となるキログラムが決まっているが、その差が1俵ない。6俵から14俵まであるにもかかわらず、基準が1俵しか差がない。その差の中で、同じレベルで3割足切りというのは、見直していただきたい。また、米はたくさん穫れると、それだけ食味が落ちるという話がよく出てくる。私も、確かに6俵穫ったのは90パーセントの食味計で評価いただいた。12俵穫った時もあったが、60パーセントであった。それも同じ基準で売られてくる。お客様のニーズに合ったものを作った場合に、その見かけだけで話をしてしまうと、今後、あそこの米は要らないとかなってくると、共済の収量ではなくて、食味で共済金を払って下さいということが既に裏で動いている。私たちの仲間で、米は穫れたが食味が悪いと売れないと、それなら共済金でもらえという話がすぐ出てくる。そこに引っかけてすぐ話が出るので、少し矛盾したことは言っている。収量面と食味は完全に矛盾しているが、生産者側としては、どうしてもそこへ話がいってしまうので、何とかお願いしたいと考えている。

戸川委員 3割足切りの話もあったが、要するに収量に応じた基準収量が設定されていない面があるのではないかとということであり、品質の問題とは違う。

座長 小笠原さんから我々の大まかな検討方向に対して、乳牛の胎児は困るということと、支払限度は良くないのではないかと、反対が二つ出ているがどうか。

新山委員 胎児を対象にするのは、時期尚早ではないかという意見であるが、結局、悪用される可能性が今のところあると言われたが、どのようなケースがそのようなことになるのか。何とか悪用を防ぐような形で、胎児にも適用できる可能性がないのかどうか探れたら良いと思う。支払限度を設けることに反対という意見は、予防事業に力をもっと入れるべきではないかということと関連するよう思うが、私も、予防事業はとても大事なことと思う。予防事業に力を入れることは、事故が続く農家を無くすということにもなるので、支払限度を設けるのは、大きな災害時の限度を無くすということではなく、事故が続く農家については、限度で切って、もう少し事故を減らすように努力していただく。その分の共済掛金は、別のところに使った方が良いのではないかという趣旨で考えてきた。むしろ、予防事業とつながるのではないかと思うが、もう少し、どの点が検討不十分なのか、そこについても聞かせていただきたい。

小笠原 胎児に関しては、言葉を悪くすれば、保険金目当てということを先程話したが、胎児の価格が、今、非常に変動している。胎児価格の設定をどのようにするのか。例えば、肉牛の場合では、胎児の価格は、親牛の評価額の2割になっている。そうすると、初めに生んだ時と、10産目に産んだ時の胎児の評価額が変わる。それはおかしい。子牛は、その時の相場では動くが、年をとって産んだ子は安くて、初産で産んだ子は高いのではない。その辺も含めて、その時の相場にあった評価ができれば良いが、これだけ変動する中で、妊娠期間の中でも非常に価格が変動している中で、例えば、流してしまっただけで保険金を貰った方が得なこともあり得るのではないか。その時の価格が、すごく安い場合は5千円とかの時もあり、高い場合は7、8万円する時もあり、非常に価格が変動する。それに的確に対応できるかが非常に疑問であり、農家側にしても、妊娠していると、特に大きな希望になってくる。当然、農家が把握しなければならないが、農家は妊娠している、していないの把握が、まだまだ的確に行われていないのではないかと思うため、胎児共済がそれに即応してできるかどうか心配である。

座長 我々は、要望があるから、そのような心配を無くすような前提を設ければ良いのではないかという考え方をとりたい。本当に保険技術的に無理ということになれば、止めれば良いが、やれるならやった方が良いのではないか。その辺はどう思うか。

小笠原 肉牛は価値が高いが、ホルスタインはあくまでも搾乳であり、その差を十分考慮されるなら、肉牛もやっているから乳牛もやろうというのは、少し考えが短絡的ではないかと思う。それは、需要とか、非常に子牛でも価値があるとか、素牛生産地域とか、北海道とか、あの辺が考えるのはやむを得ないかと思う。

座長 それでは、共済金の支払限度についてはどうか。

小笠原 支払限度を設けることは、農家に対して警鐘を鳴らすということで、限度になると共済金が出ないのは、少し酷ではないか。満額はここまでで、これ以上満額は出ないとかであれば、まだわかるが、もうここまで支払ったので、貴方は使い過ぎであるから切ってしまうというよりも、それを考える前に、まず、2年間とか3年間、疾病の発生の程度をよく農家に知らしめる。農家は自分がどの位出たことはわかっているが、地域のレベルで、貴方は出過ぎとか、出ていないとかは知らされていない。農家に、すごく病気が多い、飼養管理技術が悪いとかをまず知らせる。知らせて、農家にわからせることを優先的にやって、将来的に共済金に支払限度を設けるといふ話であれば、農家の理解を得た上で、そのような段階を踏んでいただきたい。

森川 乳牛の子牛・胎児は、ホルスタインでF1などは必要ない。後継牛には、良い牛には良い種を付けて、それなりの価値があるので、価値のあるものには夢と希望が後継者にもある。そのような夢があるからには、共済制度の中で、是非、私は必要ではないかと思う。共済金の支払限度については、私が言いたいのは、損害防止にもつながるかと思うが、診療時に、いくらすばらしい後継牛であっても、例えば、猛暑の中で、産後、産褥熱が何日も続くと、牛は、むずむずしているが、共済から見ると、まだ余力があるから治療を続け、4、5日続けた時に治るかということ、我々も獣医もわかっている、制度の中で廃用認定が出せない。そのような時にも、早く見切りを付ければ、損害防止にも役に立つ。そこで余分な経費を遣わなくてもよい。損害防止の中でも、早く見切りを付けていただきたい。

新山委員 小笠原さんの意見は、その農家の過去の事故率がどの位かが、現状では、十分に農家が認識していない状態があるので、まず十分認識されるようにする必要があり、その上で、ここまでは補償するが、これ以上になると補償できないとする。つまり、事故が減るように改善して下さいということをきちんと告知することが必要ということか。それが十分になされれば、支払限度はあっても良いと考えてよろしいか。

小笠原 限度があっても良いと思うが、この牛から対象にしないではなく、共済に入っている以上、いくらかは出すべきである。その価格設定は、具体的にはわからないが、共済に入っている以上、低いレベル、満額の3割とかを支払い、あくまでも切るのではなく、警鐘を鳴らすということを最優先に考えていただきたい。

新山委員 胎児について、母牛の加齢により価値が減っていくことは、制度検討会においても見直すべきという意見があるが、是非、見直してほしいという意見として受け止める。次に、特に酪農家の場合、その胎児が、将来、搾乳牛の後継牛としてか、肉用の子牛として意図されているかにより、評価が異なるであろう。どちらで意図しているかを識別するのが難しいことと、きちんと識別しないと正しい評価ができないのではないかと、どうしたら良いか考えないといけない。3番目は、評価する場合に、

生まれた子牛の市価評価では、市価が非常に変動するので、悪用されるおそれがある。そのおそれのない評価の仕方を考える必要があり、それがうまくできれば、胎児の補償の導入も良い方に利用できると考えてよろしいか。

小笠原 そのとおり。市価を忠実に評価できるかである。制度の中にどう取り入れるかが、非常に変動している中で、評価するのは難しいのではないか。正当に評価しないと、かえって悪用される危険性があるので、それを一番心配する。

戸川委員 価格が正当に評価されればという場合、実際に動いている時にどれを正当な価格とするのか。動いているのをそのまま使えば良いというのか。それについて、何か考えはあるか。

小笠原 それをどう評価すると、それが正当で共済事業がうまくいくのかが、非常に難しく、それを心配する。動いているものをどうやって正当に評価するのか。

戸川委員 市価が正しく捕まえられれば良いという意味の正当か。

新山委員 元々、肉牛の子牛の場合は、ビーフサイクルがあり必ず変動する。そのため、導入する時の価格に比べて、生まれる時の価格が下がると、流した方が良いということが出てくるといふことか。例えば、サイクルの長さを考えて、その平均をとれば、いわゆるビーフサイクルの変動は除去できる。3年、5年位になるであろうか。平均価格をとって評価すれば、適正な評価ができる。例えば、そのようなことが適正な評価の一つと考えても良いか。

小笠原 3年はすごく長いサイクルである。これだけ変動している中で、3年平均すれば、それに近い評価になるのかどうかまったくわからない。初産分娩時と後産分娩時と変えるという母牛から評価する方法を変えることが出ている。それはそのとおりと思うが、それでは、それを本当に3年のサイクルの平均で出すのか、その辺が本当に悪用されないような評価ができればということである。

座長 この検討会は、無理矢理、その方向でやるというわけではない。これは、検討した上で、無理なら止めれば良い。きちんと補償ができて、それで悪用されるようなおそれが無いのであればやることになる。

座長代理 相場変動の話は良くわかるが、最初に発言された時に、初妊牛の導入地帯であるからと言われたが、導入した牛から産まれる子は、何が産まれるか、本人もわからないし、共済組合もわからないということが入っているのか。

小笠原 導入してきた牛の腹の中はわかる。それは、全部、種付証明書、妊娠鑑定書が付いてくるので、雄か雌かはわからないが、腹の中がF1か、ETかはわかる。

葉山委員 この制度改正が、皆様方の要望を取り入れ、農業災害補償法が改正されることが一番望ましいが、それについては、国の色々な事情もあり、取り入れられること、取り入れられないことも多々ある。意見表明者から、取片付け費用を是非とも共済に加えてほしいとか、共済掛金国庫負担対象共済金額4,000万円の増額若しくは撤廃を

お願いしたいという切実な意見があった。それについて、私も、園芸施設共済に関しては、耐用年数により補償内容が減額されること、小損害不補てんが3万円ということもあり、施設園芸農家が、共済に加入していても、補償が何も無いではないかと常に聞かされる現状がある。その矛盾を少しでも解消する意味合いで、取片付け費用を共済対象にしてほしいというのはなるほどと感じた。園芸施設共済は、施設と内作と附帯設備が全てセットで加入になっている。共済掛金も、大型化する中で上がっているのではないかと思う。先程、意見があった建設費がかなり掛かるということで、今、現況では、共済掛金国庫負担対象共済金額4,000万円を超える加入者は少ないと思うが、この愛知県をとらえても多々あるかと思う。それも踏まえ、意見表明者の意見は痛感しているので、この増額若しくは撤廃についても意見を述べる機会があれば、国の方へ是非とも伝えていきたいと思う。

福田委員 他の現地検討会で問題になっているが、稲作について、大きな論点として、当然加入制について、維持すべきかどうかがある。稲作の当然加入制について、これからの話として、どう思われるか教えていただきたい。

田尻 私は、共済組合に感心しているが、ほ場整備もほとんど終わり、以前の耕作反別の台帳がきちんとあるのは共済組合だけである。全戸加入しているので、誰がどれだけこの田圃という名付けがきちんとできているので、この点だけは、共済組合にお礼を言いたい。用水の当番なども回ってくるが、全て共済組合の台帳を基にして、費用の出し方などの計算もそれを基にしてやらせてもらっている。

西橋 私どもも、共済細目書を利用させていただき、水の問題から、ほ場の管理、賦課金の問題まで、全部利用させていただいている。お礼を言いたい。共済については、私は入るべきであり、賛成意見を持ちたいと思う。浅井町は、共済にあまり負担にならないよう防除予察もやっており、ラジコンヘリが5台ある。私もオペレーターをやっているが、その前提の下に適期の防除をやることを踏まえて、約1か月にわたり、週1回、予察をやって、地域の状況を判断し、地域の農家に情報として流し、なおかつ、それを滋賀県の中に一部ホームページに流れていると思う。そのような格好で防除予察をして、少しでも自分たちの農業は、自分たちで守るということで進んでいるので、是非とも、それに合わせて、もし何かあった時には共済で何とかお助け願いたいと感じているので、内容的には大賛成である。

三浦 私は、果樹が専業で、水稻は60アール位しか作っていない。私みたいな飯米農家に近い水稻農家は、水稻共済は無くても良い。いわゆる任意加入で良い。特に、私ども安城市では、認定農業者を中心に面的集積が進んでおり、いわゆる耕種農家は、認定農業者中心にほとんどが進んでいるので、大きな農家に対しては、必要と思うが、私どもの小さい農家はどちらでも良く、無くても良いと思う。

森川 私達の地域も集落営農で地域の営農組合が稼働している中では、制度は続けてい

ただきたい。三浦さんが言われるように、わずかな面積であればそのような話はあるであろうが、我々の地域としては、全筆と言うか、制度を利用して、地域が活性化していくのではないかと思う。

若松 私は、当然加入は、当然続けていただきたいと思う。当然加入が無いとすれば、地域のJAとの関係、色々な役についても、順番制とかになっているような私の地区では、農業共済には加入していないので私は関係無いとか、農協の組合員と農業共済の加入者がバラバラになるとかしては、地域が成り立っていかないのではないかと。個人的には、それは、兼業農家は、さほど補償云々で色々言うような損害も受けるわけはなく、生活にさほど関係は無いと言えればそれまでであるが、地域を考えれば、当然加入を続けなくては、成り立っていかないのではないかと。それが無くなれば、極端な話では、共済組合もいらなくなってくるのではないかと。お互いに連帯感を持つとか、地域の関係とのつながりで、これは、崩しては駄目になるのではないかと思う。

福田 今日は、御意見を伺えれば十分であるが、全国的にあるいは中央では伯仲している議論である。何故かは、この米麦以外の作物は全て任意加入になっているので、この作物に限って、何故、当然加入なのかという議論と、担い手を育成して行く時に経営者の選択の幅、自由があるのではないかと、色々な意見が出ているために、聞いたものである。

小山 今から10年位前に損害評価会の委員をした時に、水稻共済については、勉強させていただいた。その時に、私も、飯米農家が非常に多くて、あまり小さいものは、必要ないということで、30アール以下は任意加入にして、後は強制とした記憶がある。別に、任意加入にしる強制加入にしる、それほど私は地域に問題が起きるとは思っていない。私自身が田圃から撤退したために、余計そう思うのかも知れないが、水回りの問題とか色々あると思うが、それぞれの集落で何とかうまくやっていくのではないかと思う。

座長 今までのところで、傍聴者の中で、意見がある方は発言していただきたい。

小森(岐阜県農業共済組合連合会) 果樹の園地単位方式が要望されており、私どもも、色々な場面で果樹共済の推進をしたいということで、制度改革をお願いしてきているが、なかなか取り上げていただけないので、園地単位方式の導入を是非進めていただきたいと思う。意見表明者から、園地が散在していて被害が深いほ場があっても対象にされないという話があった。確かに農家単位方式は、一筆方式よりも農家経営にプラスになる制度であろうと思う。ただし、その場合には、全相殺方式であれば、確かに、JAの出荷量とか、あるいは青色申告による出荷量が収穫量になり、非常に客観的であると思う。ただし、半相殺方式は、減収が少しあったものも全て評価しなければならない。その評価を検見又は実測で積み上げて、評価量にするということで、非常に農家の人にとって納得しにくい制度と思う。園地単位方式にすれば、一筆ごとに3割超過被害があれ

ば、補償対象になるということで、非常に理解しやすい制度である。この件で必ず農林水産省からは、支払機会が増えるが、掛金も上がるが良いと言われる。現在、農林水産省の再保険で578億円の赤字を果樹で持っている。この問題が何時も出るが、この赤字は、制度発足当時の赤字がほとんどであると認識している。制度発足時はどのような制度かと言うと、検見又は実測により全相殺方式をやるという制度であり、3割以上の被害が出た時に、現在のようにゼロからの支払ではなく、一定率からの支払ということもあった。その問題が是正されてきた現在、収支バランスはかなり採れてきているのではないかと考えている。過去の大きな赤字があるから、農家に納得され、しかも農家に売れる制度にしていこうという方向を見送るのではなく、売れる制度を作らないと、農家の役に立つ制度にはならないのではないかと考えている。是非、この問題を取り上げていただけようお願いします。

柴田保険監理官 長年に渡って要望もあるが、我々から申し上げるのは、果樹共済は、発足時から農家単位方式でスタートしている。水稻共済が、一筆方式からスタートして、半相殺方式、全相殺方式と、より合理的に農業経営の安定させる方式に進んできている。さらに、品質方式や災害収入共済方式、価格や品質の低下まで補償するものも農家単位での実施となる。その中で、果樹共済のみが思想を逆転させるのが難しい。もう一つ、支払機会、農家の立場からすると受取機会が増えることは、掛金負担が大きくなる。掛金負担が大きくなることは、農家だけではなくて、財政負担も非常に大きくなる。現在、国は財政難であり、今回の改正は、果樹の園地単位方式だけではなく、他にも全般的に切実な要望があると理解しているが、その優先順位を付けるのは難しい問題である。果樹については、果樹共済も制度発足直後、色々な問題があり、600億円弱という巨大な赤字を抱えていることがあるので、できるだけ、そのようなことが発生しないようにする必要がある。また、農家の要望に応じたものとして、10通り位の引受方式がある。半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式、さらに半相殺方式は、特定危険方式と一般方式、一般方式には花芽の形成期からではなく、もう少し短い共済責任期間のものと、要望を受けて充実してきている。我々としては、果樹共済については、既に制度の充実を図ってきており、園地単位方式を今回の制度改正項目に入れるのは難しいと思っているが、本日、要望があったことは受け止めたいと思っている。

小山 最近の梨の全国大会へ行くと、2ヘクタール、3ヘクタール経営しているという方が專業になっている。私のように55アールであっても、前の副業の時代とは変わってきている。もう一点、昔は園に10アール当たり40本とか33本とかを植えたが、最近では並木植えでごちゃごちゃに植えていく植え方が増えてきた。私もそれをやると、新植6年目でカーブのものが伸びてしまう。そのため、被害があちらはあっても、こちらが収入が多いから駄目という話である。昔は確かに7年、8年かけて一人前の果樹にしたが、最近では3年経てばならしてしまう。そのかわり長持ちはしないかもしれない。

樹が長持ちしなければ、後の園で作るということになるので、その心配は無いが、そのような園が増えてきているのと、昔ながらの園もそのままやっているという実状がある。どの園も皆同じということではないので、そこを理解いただきたい。

牧野（岐阜県農業共済組合連合会） 組合等から要望があるもので、本県では、いわゆる雨よけハウスが相当あり、特に風に弱い。農家は、防風のためのネットを設置している場合がある。これについて、掛金の防災施設的な割引をしていただきたい。それによって、農家負担の軽減になるのでお願いする。本県の雨よけハウスという特殊な要望とは思いますが、検討いただきたいと考えている。

松原（愛知県農業共済組合連合会） 小笠原さんと委員と意見交換があったが、愛知県の酪農の実状をお聞き願ひ、理解の一助になればと思う。愛知県は、今、規模も大きいこともあるが、酪農については、子牛はほとんど育成牧場とか、あるいは北海道の預託とかで外に出て行くケースが非常に多い。そのようなこともあり、子牛の共済の必要性が、農家にどれほどあるのか。小笠原さんもその点を言われたものと思う。子牛の価格の問題は、肉牛は相場も高く、下がった時の補償、他の補助金等があり、必ずしも道徳的な危険が起きにくい状況があると思う。ところが、乳牛は、補てん金の部分もあるが、そのようなことが起きやすい。それから価格の変動が非常に激しい。今度、BSEが出た時には、すごい勢いで落ちており、非常に難しいと思う。子牛の共済で、例えば、治療費、病傷の方は、確かに親は診てもらえるが、子牛については、現金でいただき獣医が診る。子牛の共済に関しては、病傷はかなりニーズが高いかと思うが、県によって、北海道のように、子牛の生産地帯とは、温度差があると思うが、価格の設定は、非常に難しいと私どもは認識している。

小池（岐阜県農業共済組合連合会） 例えば、岐阜の場合、今はホルスタインの雄はただである。例えば、私が家畜共済に加入したとして、子牛が死ぬ時に5万円共済金が出るとすると、私は牛を殺す。そのようなおそれがあるため、悪用と言われているので、その点をよく理解していただきたい。次に、240日目に胎児で導入となると思うが、その場合に、例えば、ET牛、受精卵移植を付けた場合に限り導入ということができるかどうか。特定肉用牛は、現在240日に達成する可能性のあるものについては、継続審議の時に台帳に載せている。乳牛が240日で胎児が導入できるのであれば、特定肉用牛に対しても是非そのような制度にしていっていただきたいと思う。

小笠原 BSE問題から農産物の偽装表示事件が追打ちをかけ、酪農家の経産廃用牛、子供を産んだ牛を廃用に出す場合に肉資源になるが、以前は20万円位で売れたが、今は2千円である。そこから運賃などを引かれ、国から4万円の補助は出るが赤字である。今まで肉資源になっていたものが、産業廃棄物として処理される。牛に対して耳標装着、消費者が肉の安全と安心を求め、私たちもそれに協力し、トレーサビリティが97パーセント確立されたことになっている。それで、本当にトレーサビリティが確立され

ているかという、確立されているならば、このような状況にはならないと思う。BSEに関しては、酪農家からみれば、大きな意味で言うと自然災害ではなく人災であると思う。私たちは、肉骨粉を使った人、使わない人がいるが、あの当時、肉骨粉は自粛して下さいということで、禁止ではなかった。そのため、私たちとしては、それを使った人もいて、このような問題が発生したが、私たちは被害者である。すごく被害者意識が強い。何も悪いことやったわけではない。その肉骨粉を使ったことが、今、消費者や世論は、肉骨粉を牛に使うのは共食いとかが、少し問題をすり替えていると思う。私たちは、肉骨粉は実際に有効な資源であった。それを使わなければ、産業廃棄物として多大な処理費用が出たわけである。これからも、それが産業廃棄物になるか、飼料や肥料になり有効に使えるかどうかの差はすごく大きい。私たちは肉骨粉の倫理問題は別に大いに論議してもらえば良いと思うが、少なくとも、その時においては、肉骨粉は貴重な資源であり有効に機能していた。BSE発生以来、偽装表示で業者の利益が落ちるのは、悪いことしたのであるなら当たり前である。しかし、そのしわ寄せは結局、生産者に来る。今までなら、経産廃用牛も貴重な肉資源であったが、ただ危ないということで、このように20万円で売っていたものが2千円になる。危ないのならトレーサビリティは確立されていない。それがきちんと確立され、実際に全部検査しているし、危ないものは市場には絶対出回っていないはずである。それなのに、依然として、価格は肉牛は回復してきているが、酪農家の経産廃用牛はまだそのような状態である。農業共済制度については、大いに検討しなければならないが、これで、酪農を辞めていく者がどんどん出てくると思う。このような状況では、将来の酪農は非常に危惧され、若者も決して希望は持てない。私たちに問題があるなら、よく戒めて考えなければならない問題であるが、少なくとも、今まで、酪農家に問題があったかという、私はそれは感じていない。今、国は、BSEに対して何十億円、何百億円とか使っているが、それは肉牛あるいはその中間業者に金が流れているが、実際にトレーサビリティを最初にやっているのは酪農家である。素牛を生産するのは全部酪農家であり、酪農家が分娩させ肉の素牛になる。耳標装着は、一斉装着の時は肉牛農家もやられたが、今、それ以降に関しては、酪農家が全部自分ら耳標装着をしている。それが消費者まで、確実に伝わっているか。それでトレーサビリティがもう確立されてきたとか言うのは、非常に憤りを感じる。私たちにとっては、降って湧いたことで、何でこのようになってしまったか、非常に不信感を持っている。その認識を是非していただきたい。

新山委員 今回、BSE問題が起こったが、BSE、O-157、黄色ブドウ球菌などの原因による食品事故は、フードシステムが長くて、どの段階で事故が起こるかわからない。しかも、事故が起こった結果、確かに生産者が大きな被害を受けることが起こっているので、どのように経営が続けていけるような対策をとるかは、長期を見た時の大きな課題であると思う。BSE対策も10年かかると言われており、ヨーロッパも完全

に撲滅の目途が立っていない。既に肉骨粉は世界に流出しているのに、国内対策が随分、完成度が高くなったが、長期に渡って、外から入ってくることを警戒しなければならない状態が続く。BSE以外にも、今後、様々な問題が出てくると思う。アメリカにおいても、先日、ハンバーガーでO-157により1億数千万個回収することが起こっている。食品事故は長期に渡って対応していかなければならない。農業共済で、全てカバーできるかどうかということもあり、少し広く考えていかなければならないことと思う。トレーサビリティについては、現在、家畜の段階で、ようやく耳標を付けて個体識別ができるようになった段階である。これも、1月頃から取り組まれ、今、97パーセント位であり、ヨーロッパに比べて非常に短期にそこまで完成できたと思う。ただし、ヨーロッパに比べてまだできていないのは、小売段階まで導入することで、そこまでできた時に、初めてトレーサビリティが完成する。これについては、今、農水省でも検討している段階で、「食」と「農」の再生プランでは、15年度には導入する計画が出され、その方向に向け、法律で義務付けるとも言われており、検討が進んでいくと思う。BSE問題検討対策委員会の報告書に書かれているとおり、大きな失政と判断されており、そこに原因があることは確かであるが、いずれにしても、産業界全体をあげて対策をとり、消費者の信頼を回復すること以外に方法はないので、これから流通業者が、トレーサビリティの導入に努力することは、流通業者にとってのこれからの課題であり、生産者も大変と思うが、これから、フードシステムの先までみて、フードシステムの全体を通して、安全性が確保できるような状態を互いに作っていく以外に、他に原因があると云っても、それで自分たちが救われることにならないので、厳しい状況とは思いますが、今、考え方を改めて、フードシステム全体としての安全性の確保ができるシステムを作っていく努力をお互いにしていかなければならないと思う。非常に課題が幅広くなるので、取り組んでいかなければならないことは多い。

座長 この問題は制度検討会の直接のテーマではないが、新山委員は専門家であるので、折角の機会であり発言いただいた。私から最後に確認させていただきたい。河合さんは、園芸施設共済の共済掛金国庫負担対象共済金額について言われたが、この4,000万円の撤廃は無理であるとした場合に、どの位になれば納得できるのか。

河合 今、私は5千坪の鉢物経営をしているが、一番大きな方は2万5千坪である。菊の話であるが、今は、産地間競争ではなく、海外との戦争になっていると思う。日本人が海外へ行き、日本向けの商品を作って輸入しているので、輸入価格というか、商社が儲かる価格があり、その価格より下げないと競争には勝てない。そのため、規模拡大をやらざるを得ない。ここ7、8年、単価も下がってきており、自分の場合も、少し前の4,000坪作っていた時と、今の5,000坪作っている時と収入は大体一緒であり、菊でも坪3万円位あがっていた人が、今は2万円位になっている。今から若い人がやっていくのに、建設費が結構高つくが、建物の補助をお願いするのではなく、何時来る

かわからない台風に対して、多額の建築費を掛けるわけにもいかず、海外と競争するためにコストダウンは仕方ないので建築費は下げていく。規模拡大しないと収入は上がらないので、共済掛金国庫負担対象共済金額をどれだけというのではなく、本当に、できるだけ大幅に引き上げていただきたい。他に、園芸施設共済を保険として考える以上、新価特約の導入は重要なことと思う。税制上の問題あるいは法律上の問題等色々な問題もあるが、是非、その導入に向けて働きかけていただきたいと思う。

座長 その点は、掛金の問題等色々ある。もう一点、先程出ていた、できるだけ制度をわかりやすくということについては、一朝一夕には、なかなかいかないが、是非、これも検討していただきたいと思う。それでは、本日は、8人の意見表明者の方々、大変活発に意見を表明していただき、有り難く思う。今日いただいた意見を、今後の検討会の参考にしていきたいと思う。

以 上